

法律手續編 法律手續編

1 在留管理制度

2012年7月9日起，日本正式实施改正住民基本台帳法及改正入国管理法，废除外国人登录制度。

拥有在留资格、中长期居留于日本的外国人，在入境许可的同时，被交付在留卡。成田空港、羽田空港、中部空港、关西空港，均可交付在留卡。其它入境港，护照上将同时戳盖入境许可、日后交付在留卡等二种标记。

市区町村の手續

(1) 居住地（変更）手續

在出入境港交付在留卡的，需在居住地确定后14天以内、去市区町村窗口办理。

需要办理手續的情况	时期	申請時必需的材料
进入日本境内時	入境許可後14天以内	在留卡（护照）
居住地変更時	居住地変更後14天以内、新居住地的相關窗口	搬家者全家所有人員的在留卡、或者特別永住者證明書

地方入国管理官署の手續

(2) 居住地以外的（変更）手續

○需要办理手續的情况

①姓名、出生年月、性別、国籍地区发生变化

- 变更后14天以内需办理
- 需要能证明变更的文件，护照、照片（4.5×3.5cm、16岁以上的）、在留卡

②在留卡有效期限需更新時

- 永住者：有效期限到期日之前2个月开始可申請
- 16岁以下，在留卡有效期限为16周岁生日的，在期限到期之前需办理（16周岁生日之前6个月开始可申請）

③申請在留卡再發行

- 在留卡遺失、被盜、破損後14天內需辦理
- 需要警察局發行的遺失受理證明書、被盜受理證明書，消防局發行的罹災證明書等

④所屬機構相關手續

（中长期在留者中，拥有“技术”等就劳资格、“留学”等留学资格者，所属机构如有名称变更、地址变更、破产、解约、新签约等情况）

- 变更后14天以内需办理

⑤配偶相關手續

（中长期在留者中，拥有“家族滞在”、“特定活动”、“日本人配偶”、“永住者配偶”等资格者，配偶死亡、离婚等情况）

- 变更后14天以内需办理

⑥在留審查時

（申請在留期限更新、在留資格變更、永住許可、在留資格取得）

- 需要护照

問詢處

广岛入国管理局松江出張所 21-3834

松江市向島町 134-10

工作时间 工作日 9:00~12:00 13:00~16:00

ざいりゅうかんりせいど

1 在留管理制度

2012年7月9日から外国人住民の方に関する法律（改正住民基本台帳法及び改正入国管理法）が施行され、これまでの外国人登録法に基づく登録は廃止となります。

日本に在留資格をもって中長期間在留する外国人の方は、入国の際の上陸許可とともに、在留カードが交付されます。在留カードが交付されるのは、成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港です。その他の出入国港においては、パスポートに上陸許可の証印とともに在留カード後日交付と記載されます。

市区町村での手續

(1) 居住地の（変更）届出

出入国港において在留カードが交付された方は、居住地を定めてから14日以内に市区町村の窓口での届出が必要です。

手續が必要な時	时期	届出に必要なもの
新たに 来日した時	上陸許可から 14日以内	在留カード（パスポート）
引越しをした時	変更後の居住地に移転した日から14日以内に移転先の窓口で	移転者全員の在留カード、又は特別永住者証明書

地方入国管理官署での手續

(2) 居住地以外の（変更）届出

○手續が必要な時

- ①氏名、生年月日、性別、国籍・地域が変わった時
 - 変更を生じた日から14日以内に届出
 - 変更したことを示す書類・パスポート、写真（4.5×3.5cm、16歳以上の人）、在留カードが必要です。

②在留カードの有効期間更新申請の時

- 永住者の方…有効期間満了日の2か月前から申請ができます
- 16歳未満の方で在留カードの有効期間が16歳の誕生にとなっている方は、有効期間が満了するまでに届出（16歳の誕生日の6か月前から申請できます）

③在留カードの再交付申請の時

- 在留カードの紛失、盗難、滅失の事実を知った日から14日以内に届出
- 警察で遺失届受理証明書、盗難届受理証明書、消防署で発行される防災証明書等が必要です。

④所屬機關に関する届出がある時

（中长期在留者のうち「技術」等の就労資格や、「留学」等の学ぶ資格をもって在留する方が、所屬機關の名称変更、所在地変更、消滅、離脱（契約終了）移籍（新たな契約締結）が生じた場合）

- 変更を生じた日から14日以内に届出

⑤配偶者に関する届出がある時

（中长期在留者のうち配偶者として「家族滞在」「特定活動」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の資格をもって在留する方が配偶者と離婚または死別した場合）

- 変更を生じた日から14日以内に届出

⑥在留審査の時

（在留期間更新許可、在留資格変更許可、永住許可、在留資格取得許可を申請する際）

- パスポートが必要です。

法律頒布后，現有的“外國人登錄證明書”在一定時間內，可當作在留卡、特別永住者證明書，按以下方法更換。

- (1) 特別永住者：下次更換為“特別永住者證明書”
- (2) 永住者：法律頒布后，3年之內去入國管理局辦理手續，更換為在留卡
- (3) 其它：法律頒布后，在留期限更新、資格變更時，去入國管理局更換在留卡

詳情請參看

法務局入國管理局網頁“2012年7月新頒布的在留管理制度”

總務省網頁“外國人住民相關住民基本台帳制度”

問合せ先

広島入国管理局松江出張所 21-3834 松江市向島町 134-10 受付時間 平日 9:00~12:00 13:00~16:00

法施行後、しばらくは現在の「外国人登録証明書」が在留カード、特別永住者証明書とみなされますが、次のとおり順次切り替えとなります。

- (1) 特別永住者の方…次回切り替え時時に「特別永住者証明書」に切り替え
- (2) 永住者の方…法施行後、3年以内に入国管理局で手続きを行い「在留カード」に切り替え
- (3) それ以外の方…法施行後の在留期間に更新時、又は在留資格の変更時に地方入国管理局で「在留カード」への切り替え

詳しい情報は…

法務局入国管理局ホームページ「2012年7月新たな在留管理制度がスタート！」

総務省ホームページ「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」

法律手續編 法律手續編

2 各種登記

(1)

在嬰兒出生 14 天內進行出生登記。

出生時，需要醫院發行的出生證明書 出生登記以後，需要父母的護照，到市政府健康福祉課辦理手續。屆時將對預防接種等問題進行詳細說明。

另外，還必須辦理以下手續。

○在留資格取得（出生後在日滯留 60 天以上的嬰兒，也需要在留資格）

- 父母雙方為中長期在留者：出生後 30 天內，去地方入國管理局申請在留資格取得
- 父母雙方、或者一方為特別永住者：出生後 60 天內，去市政府窗口申請特別永住許可

○本國的出生申告：駐日外國公館（大使館、領事館）

○嬰兒的護照：駐日外國公館（大使館、領事館）

○兒童補貼：孩子中學畢業為止，其養育者均可拿到該補貼。出生後次日日起至 15 天內可申請（需取得在留資格手續之後）

(2) 死亡登記

自死亡之日起 7 天內進行死亡登記。

(3) 結婚登記

在日本結婚時，需向市政府窗口提交結婚登記。

結婚制度因國家的不同，所要提交的證件也因國籍而異，一般有幾種：

① 夫妻雙方都是外國人

- 護照
- 在留卡
- 結婚登記書
- 具備婚姻條件證明書（根據本國法律程序可以結婚的文件）的日文翻譯文本
- 其他，市長認為必要的文件

② 夫妻其中一方是日本人

- 護照
- 在留卡
- 結婚登記書
- 具備婚姻條件證明書以及日語翻譯
- 戶籍不在松江的一方需要戶籍謄（抄）本

※因結婚姓名的變更要依照自己國家的法律，詳情請諮詢本國使領館。

※因結婚戶主姓名變更時 ※住民票變更

(4) 離婚登記

離婚時必須進行登記，向市政府窗口提交離婚登記。

※因離婚戶主姓名發生變更時，外國人登錄證明書也請作變更。

擔當部門

市政府本廳	市民課綜合窗口中心登記窗口 (戶籍窗口)	55-5255
支所	市民生活課	

2 各種届出

(1) 出生届

赤ちゃんが生まれたときには、14 日以内に出生届をしてください。出生届の際には出生証明書（病院でもらえます）が必要です。

出生届の後、市役所保健福祉課でお渡しするものがありますので必ず立ち寄ってください。その時予防接種などに関しても説明します。

このほかにも次のような手続きをする必要があります。

○在留資格取得（出生後 60 日を超えて日本に在留する場合には、子供にも在留資格が必要です）

• 両親の両方が中長期在留者の方：出生後 30 日以内に地方入国管理局で在留資格取得申請を行ってください。

• 両親の両方、又はいずれか一方が特別永住者の方：出生後 60 日以内に市役所窓口で特別永住許可申請をしてください。

○母国への出生申告 …駐日外国公館（大使館・領事館）で

○子供のパスポートの取得 …駐日外国公館（大使館・領事館）で

○児童手当の申請 …中学校終了までの子供を養育している人に支給されます。赤ちゃんが生まれた日の翌日から 15 日以内に申請してください。

（在留資格取得手続きを終えている必要があります）

(2) 死亡届

死亡の日から 7 日以内に死亡届を提出してください。

(3) 結婚届

日本において結婚するときは、市役所窓口で結婚届を提出してください。結婚制度は国によって異なっていますので、提出していただく書類も国籍によって異なりますが、一般的には次のようなものがあります。

① 夫も妻も外国人の場合

- パスポート
- 在留カード
- 婚姻届
- 婚姻要件具備証明書(母国の法律のもとで結婚が可能であることを記した書類)及び その日本語訳
- このほか市長が必要と認める書類

② 夫か妻のどちらかが日本人の場合

- パスポート
- 在留カード
- 婚姻届
- 婚姻要件具備証明書及びその日本語訳
- 松江市に本籍のない人は戸籍謄(抄)本

※結婚による名前の変更は、母国の法律によりますので、詳細は母国の大使館・領事館に問い合わせてください。

※結婚により世帯主が変わった場合は、市役所の窓口で住民票の変更をしてください。

(4) 離婚届

離婚の際も届出が必要です。市役所窓口で離婚届を提出してください。

※離婚により世帯主が変わった場合は、住民票の変更をしてください。

担當部署

市役所本廳	市民課綜合窗口センター届出窓口 (戶籍コーナー)	55-5255
支所	市民生活課	

法律手續編 法律手續編

3 印章登記

在日本签订合同时需要盖章表示同意。

购买车、房子等大件物品时，需要印章登记证明书。

印章登记证明书上的印章能证明是本人的印章。

(1) 印章登記

登録印章時，請帶齊在留卡、特別永住者證明書（或者外國人登録證明書）。標記住民基本台帳上登記的姓名、通稱（在日本的姓名）的全名、姓、名的印章可作登録。

但以下印章不能登記：

- 未標記姓名的。
- 小於 8 mm、大於 25 mm 的。
- 除了姓名以外，還一起刻着職業等的印章。
- 由於溫度、壓力等容易變形的印章。
- 磨損、殘缺的印章。

辦完手續後，交付印章登録證。因為是重要的東西，請務必好好保存，不要遺失。

(2) 發行印章登録證明書

請務必帶印章登録證來申請。

手續費為一份 300 日元。

擔當部門

市政府本廳	市民課綜合窗口中心登記窗口
	55-5253
支所	市民生活課

3 印鑑登録

日本では、印鑑は契約を交わす時の合意を示すものであり、必ず使うこととなります。

また、車や家など大きな買い物をするときなどに印鑑登録証明書が必要になることがあります。印鑑登録証明書は登録された印鑑が本人のものであることを証明します。

(1) 印鑑登録

登録する印鑑と、在留カード、特別永住者証明書（又は外国人登録証明書）を持参してください。住民基本台帳に記録されている氏名、又は通称（日本での名前）の「フルネーム」「氏のみ」「名のみ」を表した印鑑で印鑑登録ができます。

ただし、次のような印鑑は登録できません。

- 氏名で表されていないもの
 - 8 mm より小さいか、25 mm より大きいもの
 - 氏名以外のものが併せて表されているもの（職業等）
 - 温度、圧力などで簡単に変形するもの
 - ひどく擦り減ったり、欠けているものなど
- 手続き終了後、印鑑登録証が交付されます。重要なものですから、紛失しないようにしてください。

(2) 印鑑登録証明書の発行

印鑑登録証を必ず持参してください。

手数料は 1 通 300 円です。

市役所本廳	市民課綜合窓口センター届出窓口
	55-5253
支所	市民生活課

法律手續編 法律手續編

4 税金

日常生活中的很多公共服务设施都是靠税金来维持的。住在日本的外国人包括外国人都要向所在的市町村纳税。

税金的种类如下：

(1) 市税

① 市民税……截止1月1日住在松江市的人都要按上一年的收入纳税。

② 轻型汽车……截止4月1日拥有轻型汽车或小型摩托车的人要纳税。

③ 固定资产税……截止1月1日拥有土地、房屋的人要纳税。

(2) 国税・县税

① 所得税……根据个人一年的收入需支付的税金。自营业的人需要申报。

② 消费税……销售商品或提供服务等需缴纳的税，一律为5%。

③ 汽车税……截止4月1日，拥有汽车（轻型汽车、小型摩托车除外）的人要缴纳的税。

担当部门・问询处

(市税)			
本厅	①	市民税课	55-5151
	②	市民税课	55-5154
	③	固定资产税课	55-5161
	①~③	税务管理课	55-5141
支所	①~③	市民生活课	
(国税・县税)			
①~②		松江税务署	21-7711
③		岛根县东部县民中心	32-5626

5 国民年金

国民年金是以全体国民为对象，对老年、身体残疾者、死亡者支付的年金，旨在维护提高健全的国民生活。

在日本，办理住民票登录的外国人、20岁以上、未满60岁的进行过外国人登录的人都要加入国民年金。

手续在市政府办理，填写由日本年金机构发的缴纳书，缴纳保险费。最低保险费为平成22年度每月15380日元（平成24年，2012年），最低交25年以上的人都适用本制度。

另外，在日本公司、工厂工作的人，都要加入厚生年金保险，不需要加入国民年金的手续。加入厚生年金保险的手续，由您所在的公司办理，请与公司商谈。

担当部门

市政府本厅	保险年金课资格处	55-5263
各支所	市民生活课	

4 税金

日常生活を支える公共サービスの多くは税金によってまかなわれています。外国人でも日本に住む人はすべてそれぞれの市町村に住民として納税をする必要があります。

税金の種類には次のようなものがあります。

(1) 市税

① 市民税……1月1日現在で松江市に住んでいる人が対象で、前年の所得に対して課税されます。

② 軽自動車税……4月1日現在で軽自動車や原動機付自転車を所有する人に対して課税されます。

③ 固定資産税……1月1日現在で土地、家屋などを所有している人に対して課税されます。

(2) 国税・県税

① 所得税……個人の1年間の所得に対して課税されます。自営業などの方は申告が必要です。

② 消費税……商品の販売やサービスの提供などに対して課税されます。一律5%です。

③ 自動車税……4月1日現在で自動車(軽自動車・原動機付自転車を除く)を所有する人に対して課税されます。

担当部署・問い合わせ先

(市税)		
本厅	① 市民税課	55-5151
	② 市民税課	55-5154
	③ 固定資産税課	55-5161
	①~③ 税務管理課	55-5141
支所	①~③ 市民生活課	
(国税・県税)		
①~②	松江税務署	21-7711
③	島根県東部県民センター	32-5626

5 国民年金

国民年金は、すべての国民を対象として、老齢・障害・死亡について必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上を図ることを目的とする制度です。

日本では、外国人の方でも住民票登録を行った人で、20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入していただくことになっています。

加入手続きは市役所で行い、保険料は日本年金機構から後日送付される納付書で納めることとなります。保険料は月額15,380円（平成24年度）で、最低25年以上納入すれば、年金の支給を受けることができます。

なお、日本の会社・工場で厚生年金に加入しているところでは、会社が厚生年金の加入手続きを行うため、国民年金の加入手続きは不要です。勤め先の会社・工場が厚生年金に加入しているかどうかは事前に確認してください。

担当部署

市役所本厅	保険年金課資格係	55-5263
各支所	市民生活課	